



2026 年 9 月 16 日

各 位

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 会 社 名    | 株式会社 タナベコンサルティンググループ                      |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 若松 孝彦<br>(東証プライム市場 コード番号 9 6 4 4) |
| 連絡者の役職氏名 | 取締役コーポレート戦略本部長 川本 喜浩                      |
| 電 話 番 号  | 0 6 — 7 1 7 7 — 4 0 0 0                   |

## 従業員向け株式付与 E S O P 信託の導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 16 日開催の取締役会において、従業員向け株式付与 E S O P 信託の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことにつき、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 払込期日         | 2026 年 10 月 6 日                       |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 235, 000 株                     |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 751 円                          |
| (4) 処分総額         | 176, 485, 000 円                       |
| (5) 処分予定先        | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与 E S O P 信託口)  |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2026 年 9 月 16 日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の従業員（以下、「従業員」という。）を対象とした従業員インセンティブプラン「株式付与 E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」という。）の導入を決議いたしました。E S O P 信託の概要については、本日付で公表いたしました「従業員向け株式付与 E S O P 信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、E S O P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 E S O P 信託契約（以下、「本信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数については、株式付与E S O P信託に関する株式交付規則に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数34,000,000株に対し、0.69%(小数点第3位を四捨五入、2026年3月31日現在の総議決権個数320,905個に対する割合0.73%)となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、上記株式交付規則に従い一定の要件を充足した従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額については、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿い、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2026年9月15日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社株式の終値である751円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式終値を採用する理由については、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためであります。また、上記処分価額については、当社の監査等委員である取締役4名全員が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上